

安全保障【未定稿】

日本国の安全保障

日本国の安全保障

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関する事。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。

日本国の安全保障

日本国の安全保障

- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。
- 四 条約その他の国際約束の締結に関する事。
- 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。
- 九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関する事。

- 七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関する事。

- 十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関する事。

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

【機2】法制化論点ペーパーについて質問

送信日時: 2011年9月27日 20:45  
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [redacted] 様

10/29 口頭にて回答

お世話になります。  
経済産業省の監物です。



お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*  
〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課  
監物 英樹  
e-mail : [redacted]  
TEL : 03-3501-1512PHS [redacted] (個人直通)  
03-3501-0625 (課直通)  
FAX : [redacted]  
\*\*\*\*\*

等の適性評価を実施することができなくなり、日米GSOMIAの運用上、米国との関係で問題が生じ得る。したがって、特別防衛秘密を扱う政府職員等についても、本法案により整備されることとされる適性評価を実施できるよう手当てすべき。

(第4条)

- 上記総論とも関係するが、特別秘密の指定が解除された後、その情報の扱いについて整理が必要(「極秘」、「秘」などの秘密指定は維持されるのか、それとも「平」になるのか等)。
- 有効期間は、10年の指定、10年の延長となっているが、必要に応じて延長期間をさらに更新できることが必須と考える。

(第6条)

- 第6条一項について

「政令で定める」事項としてどのようなものを想定しているのか(各機関が他機関に特別秘密に該当する内容を共有する場合、必ず政令に定められた手続きを経なければならなくなるが、その内容如何では、省庁間の円滑な情報共有が阻害されかねない。)

(第7条)

第7条(適正評価)に関連して、現時点では条文に対するコメントはないが、本法案成立後の実施にあたっては、以下の点に留意願いたい。

- ② 第7条第1項第1号の「政令で定める職」については、今後前広に協議していただきたい。

(別表第二号)

- これまでの情報保護協定に基づく秘密情報の交換は、必ずしも外交ルートを経由する必要はなく、政府の権限のある当局間でも交換可能。したがって、第二号でいう「外交に関する事項」及び同号ハの「外交に関し収集した」の意味するところは、外務省が外交ルート等を通じて入手した情報に限らず、外交関係の処理の一環として締結された情報保護協定に基づき当局間で直接交換され、保護される情報を含み得ると理解。

(了)